

## 田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務基本方針

### 1 目的

本業務は、田原市の公共下水道施設の維持管理について、民間事業者の創意工夫及び技術力を活かすことにより、継続的な事業の効率化とサービス水準の向上を図ることを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務

#### (2) 業務委託期間

契約期間：契約日の翌日から令和12年4月26日まで

履行期間：令和8年10月1日から令和12年3月31日まで

#### (3) 提案上限額：令和12年3月31日までの事業全体費用

委託年度	合計額
令和8年度	154,180千円
令和9年度	308,361千円
令和10年度	308,361千円
令和11年度	308,363千円
合計	1,079,265千円

#### (4) 主な業務の内容

田原市が所管する田原浄化センター、赤羽根浄化センター、渥美浄化センター及び田原、赤羽根、渥美の各処理区内に設置されている汚水中継ポンプ場、マンホールポンプの包括的維持管理業務として、運営業務、運転業務、保守点検業務、環境計測業務、環境整備業務、保全管理業務、物品管理調達業務、緊急対応、施設修繕等を行う。

### 3 契約

#### (1) 契約方法

地方自治法第234条第1項及び第2項並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、その性質又は目的が競争入札に適さないものとするときに該当するため、随意契約とする。また、「田原市プロポーザル方式等実施要領」に定義されている公募型プロポーザル方式を採用する。

#### (2) プロポーザル方式の採用理由

本業務は、各浄化センター及び汚水中継ポンプ場等の維持管理を性能発注の考え方にに基づき、性能が発揮されている限りにおいては、受注者の自由裁量により行うものであり、受注者には施設を適正に維持管理する技術力が求められる。よって、受注者の決定においては、技術力の審査が必要不可欠である。

また、価格面からみた評価も重要な要素であるが、一般競争入札方式では、価格のみの競争になり落札者の技術力の審査はできないため、公募により技術提案を求め、提案内容に基づき技術力や経済性の審査を行うことで、継続的により効率的な業務の遂行、維持管理費の抑制等を図ることができる公募型プロポーザル方式を採用し、契約の相手方を選定することにより、質の高い運営体制を構築するものとする。

#### (3) 技術提案募集

上記の理由から、田原市入札参加者資格名簿に登録のある業者を対象に、仕様により参加条件を付し技術提案を募集する。選定委員会で最優秀と認められた技術提案者を優先交渉権者とし、契約を締結する。

#### (4) プロポーザル方式の採用により期待できる効果

プロポーザル方式の採用により、民間事業者の労務管理能力や技術、経験により、より安定した専門性の高い業務運営が期待できる。

#### 4 事業スケジュール

スケジュール		備考
入札審査会審査	令和8年6月29日(月)	公募条件の審査
HP上に公告	令和8年7月1日(水)	
現場説明	令和8年7月15日(水) ～令和8年8月4日(火)	
質疑受付	令和8年7月15日(水) ～令和8年8月5日(水) 午後5時	質問受付後5日以内に回答 最終回答期限 令和8年8月10日(月)
参加表明書提出期限	令和8年8月10日(月) 午後5時	受付後3日以内にメールにて受理回答
技術提案受付	令和8年7月15日(水) ～令和8年8月18日(火)	
プレゼンテーション審査	令和8年8月24日(月)	受託候補者の決定
入札審査会報告	令和8年8月31日(月)	技術提案良好業者の報告
入札審査会審査	令和8年9月7日(月)	随意契約内容の審査
見積書提出	令和8年9月18日(金)	
契約締結	令和8年9月18日(金)	受託者の決定
事業開始	令和8年10月1日(木)	

#### 5 参加資格

- (1) 公告日の前日に令和8年度及び令和9年度の田原市競争入札参加資格を有し、次の(2)ア(ア)又は(イ)の各号のいずれにも該当する者。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者及び入札参

加資格確認申請期限の日から当該業務委託の入札の日までにおいて、田原市から受けた入札参加停止処分期間を経過しない者を除く。

(2) 応募する者の構成等

ア 参加者は、単独企業又は共同企業体とする。ただし、1 企業体は複数の（共同）企業体に参加することはできないものとする。

(ア) 単独企業の要件

- a 下水道処理施設維持管理者登録規程（昭和62年7月9日建設省告示第1348号）に基づく登録を行っていること。
- b 愛知県内に契約を締結する本店・支店・営業所等を設置していること。
- c 日最大処理能力13,500 m<sup>3</sup>以上の標準活性汚泥法の下水道処理施設の運転管理に関わる受託実績があること。
- d 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者を専任で配置することができること。
- e 次に掲げる資格を有する者を各1名以上配置することができること。
  - (a) 第1種電気工事士
  - (b) 酸素欠乏危険作業主任者

(イ) 共同企業体の要件

- a 共同企業体は(ア)のc及びdの要件を満たしていること。
- b 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。
- c 愛知県内に本店・支店・営業所等を設置していること。ただし、共同企業体の構成員の中に田原市内に本店を設置している者を1者以上含むこと。構成員の市内業者は、下水道処理施設維持管理者登録を行っている者又は、機械器具設置工事、電気工事、管工事のいずれかの資格を有するものとする。
- d 共同企業体の構成員で、水処理施設及び汚泥処理施設の運転操作、監視

及び保守点検に関する業務を実施する者のうち最大の出資をする者は、(ア)の a の要件を満たしているものであること。

e 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。

f 各構成員の出資比率は、構成員の数が 2 者である場合は各 30 パーセント以上、構成員の数が 3 者である場合は各 20 パーセント以上であること。

g 共同企業体の代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率より大きいこと。

## 6 審査方法等

(1) 選定委員会を設置し、技術提案書及びプレゼンテーション審査等により、別表 1 に定める評価項目及び評価基準に基づき、評価を行う。

(2) 提案事業者が 1 者のみとなった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。

## 7 手続等

### (1) 担当部局

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

田原市役所 上下水道部 下水道課

電話 0531-23-3571 FAX 0531-22-3184

電子メールアドレス [gesui@city.tahara.aichi.jp](mailto:gesui@city.tahara.aichi.jp)

### (2) 参加資格確認申請書の提出

ア 提出期限 令和 8 年 8 月 10 日 (月) 午後 5 時 (必着)

イ 提出場所 上記 (1) に同じ

ウ 提出方法 持参すること。

エ 提出書類

単独企業の場合

- (ア) 参加資格確認申請書（様式1-1）
- (イ) 下水道処理施設維持管理者登録を確認できる書類
- (ウ) 公告の要件を満たした受注実績が確認できる書類
- (エ) 公告の要件を満たした配置予定の技術者等の資格、業務経験が確認できる書類
- (オ) 公告の要件を満たした配置予定の技術者の雇用関係を証明する書類

共同企業体の場合

- (ア) 参加資格確認申請書（様式1-2）
- (イ) 田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務共同企業体協定書（写）  
（様式1）
- (ウ) 委任状（写）（様式2）
- (エ) 下水道処理施設維持管理者登録を確認できる書類
- (オ) 公告の要件を満たした受注実績が確認できる書類
- (カ) 公告の要件を満たした配置予定の技術者等の資格、業務経験が確認できる書類
- (キ) 公告の要件を満たした配置予定の技術者の雇用関係を証明する書類

オ 提出部数 各1部

カ 記載上の留意事項

各様式に記載された事項及び、共同企業体の場合は別に定める田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務共同企業体取扱細則に留意し作成すること。

(3) 技術提案書の提出

- ア 提出期限 令和8年8月18日（火） 午後5時（必着）
- イ 提出場所 上記（1）に同じ
- ウ 提出方法 持参すること。なお、電子データ（CD）も提出すること。

エ 提出書類

別に定める田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務技術提案書募集要領を参照すること。

オ 提出部数 各7部（CD1枚）

カ 記載上の留意事項

各様式に記載された事項及び、別に定める田原市公共下水道維持管理包括的民間委託業務技術提案書募集要領に留意し作成すること。